

## 金沢星稜大学学生の自動車通学及び大学構内駐車規程

(目的)

第1条 この規程は、金沢星稜大学における学生の自動車通学及び大学構内駐車に対する取扱いについて、必要な事項を定める。

(自動車通学の許可)

第2条 学生が自動車通学を行う場合は、大学事務局に自動車通学の申請を行い、自動車通学許可証（以下「許可証」という。）の交付を受けなければならない。

2 自動車通学の申請及び許可証交付の手続は、別に定める内規による。

(学生災害傷害保険の適用除外)

第3条 無許可自動車通学者に対しては、自動車通学中の事故等の災害に対して学生災害傷害保険が適用されない。

(駐車場とその使用)

第4条 学生が駐車できる駐車場は以下の場所とする。

- (1) トレーニングセンター駐車場
- (2) 御所駐車場
- (3) 鳴和台駐車場

2 大学院及び経済学部二部所属の学生については、大学本館駐車場への駐車を認める場合がある。

3 駐車に際しては、許可証を外部から視認できるよう車内のフロントガラス前面に置くこと。

(指定駐車場以外の駐車禁止)

第5条 指定駐車場以外の場所に駐車してはならない。

(違反者の処罰)

第6条 違反者は以下の号に掲げる規程に基づき処罰される。

- (1) 公道及び近隣地域における学生の違法駐車については、道路交通法及び条例の定めるところによる。ただし、近隣住民から大学への通報による違法駐車車両及び違反者については、次号に準じて対応する
- (2) 大学構内での駐車違反者に対しては、以下の段階的処罰を行う。ただし、違反駐車が極めて悪質な場合、若しくは違反者の態度が極めて不誠実な場合は、段階によらず学則第58

条第1号若しくは第4号に該当する者として、停学処分とすることがある

ア 嚴重注意及び指導

違反車両を拘束するとともに本人を確認の上ゼミナール担当教員に報告し、嚴重注意及び指導を行う

イ 許可証、資格等の取消し及び懲戒処分

嚴重注意にもかかわらず違反駐車を繰り返した場合は、違反車両を終日拘束するとともにゼミナール担当教員及び保護者への連絡を行う。許可証の交付を受けている者はその許可を取り消す。特待生及び奨学金貸与者については、その資格を取り消す。また学則第58条に基づき、懲戒処分とする

ウ 停学処分

訓戒処分を受けてもなお違反を繰り返した場合は、ゼミナール担当教員及び保護者に連絡するとともに学則第58条に基づき、停学処分とする

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、協議会が行う。

付 則

この規程は、平成18年11月15日に制定し、平成19年4月1日から施行する。